

第3期障害福祉計画推進のための県の取組について

施設入所者の地域生活移行

1 市町村の地域移行目標達成・不達成の理由からわかること

- 地域移行率が高かった市町村の理由を見ると、地域移行のための環境整備のうち最も効果が高いのは地域における住まいの場の確保であると思われる。
- 一方、地域移行が進まない市町村の理由や課題をみると、特にもともの入所者数が少ない過疎地の市町村においては、高齢や障害の重い入所者で地域移行が困難な者が入所者のほとんどを占めている場合が多い。「高齢になって今さら生活環境を変えたくない。」といった本人の意向や、介護者の高齢化・家庭の事情など受入側の事情も考慮すると、一律の地域移行推進にはなじまず、個々の事情に即した支援が必要であると思われる。
- 地域移行の受入態勢が整えば、移行可能な入所者の移行促進という観点から、グループホーム・ケアホームの整備促進が県として取り組むべき最優先の課題と思われる。

2 県の取組について

○ グループホーム・ケアホームの整備促進

<現在実施している助成事業>

事業名及び事業内容	平成25年度当初予算額(案)
○障害者共同生活介護・共同生活援助事業費補助金 新規参入の促進と小規模事業所の経営の安定のために、共同生活介護（ケアホーム）・共同生活援助（グループホーム）事業所の運営に必要な経費を助成する。 (県1/2、市町村1/2)	119,549千円 (121,800)
○障害者施設設置費補助金 ・グループホーム等整備費補助金 グループホーム・ケアホームを4年で倍増させて、障害者の地域生活移行を一層進めるため、整備費に対する助成を行う。(国2/3、県1/3)	256,000千円 (218,000)
・障害者施設耐震化等整備 社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金を活用して、275㎡未満で、「障害程度区分」4以上の者又はこれと同等以上の者が利用するグループホーム等のスプリンクラー整備に対して助成する。<25年度新規> (基金2/3、県1/3)	15,416千円 (0)

<今後の課題>

- ・既存の中古住宅を活用したグループホーム・ケアホームの整備
- ・地元住民の理解の促進

○ その他地域移行推進のための取組

- ・ 重度心身障害児・者が指定医療機関以外の指定短期入所事業所を利用する際に、市町村を通じて間接補助を実施。
- ・ 愛知県あんしん賃貸支援事業等の推進をはかり、一般住宅への入居をする障害者への支援。
- ・ 施設入所中から、地域移行後の生活に向けた訓練に取り組むための個別支援計画を策定するサービス管理責任者に対し、研修（現任者）研修を実施して、地域移行に向けた取り組みを支援。
- ・ 地域住民の理解を得るための「心のバリアフリー推進事業」の実施。
- ・ 精神障害への正しい理解を深めるため「こころの健康フェスティバル」を実施。
- ・ 愛知県自立支援協議会地域移行推進部会において、グループホーム・ケアホームという地域生活のための受け皿の拡充、相談支援体制との関わり・連携、ライフステージや移行のプロセスごとの課題等について、検討に取り組む。（愛知県障害者自立支援協議会意見）
- ・ 精神障害者への支援について、入院中の精神障害者の地域生活への移行、相談支援体制の推進など、地域基盤の整備に向けて取り組む。（愛知県障害者自立支援協議会意見）

施設利用者の一般就労移行

1 市町村の一般就労移行目標達成・不達成の理由からわかること

県全体の就労系事業所数は大幅に増加しているものの地域間の偏りも大きく、事業所が不足している市町村は依然として多い。また、短期間に大量の事業者が新規参入したことに伴い、事業所の質の担保も問題となっている。さらに、障害者雇用に対する企業の理解促進も重要である。

2 県の取組について

○ 就労支援事業所の確保

・ 事業所数の確保

就労支援事業所は、他の障害福祉サービス事業所に比べ、利用者が多く報酬単価も高い都市部に集中する傾向が強い。都市部の近郊であれば市町村内に就労支援事業所がなくても、近隣市町の事業所を利用することが可能（例：扶桑町、江南市、弥富市）であるため、圏域内の市町村間で事業所情報を共有するなど、広域的な取組を進めることも有効であると考えられる。

一方、山間部等では、就労支援事業所への交通手段の確保等が課題となっている。

・ 事業者の質の担保

就労移行支援事業

事業所数は増加しているが、一般就労移行の実績が低い事業所もあること

から(犬山市、大治町)、事業者に働きかけて底上げを行う(名古屋市)と
いった市町村の取組を県としてバックアップする必要がある。

また、一般就労移行後の職場定着の問題もあるため、一般就労に移行した
利用者についても、その後の実態を調査する必要がある。

就労継続支援事業（B型）

工賃向上や利用者の確保の問題

→障害者多数雇用企業等への優先調達制度の活用、障害者優先調達推進法
施行に伴う取組

就労継続支援事業（A型）

近年事業所数の増加が著しいが、それまで福祉事業の経験のない新規参入
者も多く、昨年度には職員の人員配置が基準を満たしていなかったこと等
により、指定取消処分を受ける事業者もあった。

また、B型に比べて就労能力の高い障害者の利用を想定した制度であるに
もかかわらず、職業訓練や生活訓練が不十分なため、一般就労に結びつか
ないケースも多い(江南市、東浦町、幸田町)。

→県が事業所の指定時に行う要件審査や事後指導・監査を今後とも徹底し
ていく。

○ その他の取組

- ・障害者就業・生活支援センターの整備（12障害保健福祉圏域で、唯一、未設置
となっている西三河南部西圏域での設置を目指す。）
- ・国と県とで委託している障害者就業・生活支援センターでの就業相談・生活相談
を今後も充実して実施し、定着支援も推進する。
- ・事業主を対象としたセミナーを開催して、障害者雇用に対する周知・啓発に努め
る。
- ・障害者就職面接会を開催し、障害者就労の推進を進める。
- ・障害者雇用優良事業所の表彰や、障害者雇用に関する助成金・奨励金を国と県で
支給することにより、企業の障害者雇用の推進を図る。
- ・市町村の商工会等と、市町村の自立支援協議会がタイアップして就労支援に取り
組んでいくことも大切であるので、市町村に働きかけを行う。（愛知県障害者自
立支援協議会意見）
- ・就労支援を推進していくために、定着率の評価についても、基準に基づいた評価
を行えるような取組を検討。（愛知県障害者自立支援協議会意見）